

議案第 4 9 号

大口町まちづくり基本条例の一部改正について

大口町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 6 年 9 月 3 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町の最上位計画として総合計画を位置付けるため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町まちづくり基本条例の一部を改正する条例

大口町まちづくり基本条例（平成 21 年大口町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (8) 「総合計画」とは、大口町の最上位計画であり、大口町の目指すべき将来像を示した構想とそれを具体化するための計画からなるものをいいます。

第 8 条に次の 2 項を加える。

- 6 町の執行機関は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、議会の議決を経て、総合計画を定めるものとします。
- 7 法令又は条例に規定する計画、経営計画、その他町政運営にかかわる個別の計画を策定しようとするときは、総合計画との整合に配慮し、体系化に努め、計画相互間の連動が図られるようにするものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町まちづくり基本条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の意味) 第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。 (1)～(7) 略 <u>(8) 「総合計画」とは、大口町の最上位計画であり、大口町の目指すべき将来像を示した構想とそれを具体化するための計画からなるものをいいます。</u> (町の執行機関の責務) 第8条 略 2～5 略 <u>6 町の執行機関は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、議会の議決を経て、総合計画を定めるものとします。</u> <u>7 法令又は条例に規定する計画、経営計画、その他町政運営にかかわる個別の計画を策定しようとするときは、総合計画との整合に配慮し、体系化に努め、計画相互間の連動が図られるようにするものとします。</u>	(用語の意味) 第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。 (1)～(7) 略 (町の執行機関の責務) 第8条 略 2～5 略